

## 長野市芸術館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野市芸術館（以下「芸術館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 文化芸術活動の場を提供すること等により、創造的で多様な文化芸術活動を促進し、もって文化力あふれるまちづくりに資するため、芸術館を長野市大字鶴賀緑町1613番地に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 芸術館の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 芸術館の利用の許可に関する業務
- (2) 芸術館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 文化芸術に関する公演等の企画及び実施に関する業務
- (4) 芸術館の効用を増加させる自主事業に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が定める業務

(開館時間)

第5条 芸術館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

(休館日)

第6条 芸術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、それらの日の翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の許可)

第7条 芸術館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の場合において、指定管理者は、必要な条件を付けることができる。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を拒否し、退館若しくは退室を命じ、又はその他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上支障があると認められるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他指定管理者が必要と認めるとき。

(利用料金)

第9条 第7条に規定する利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、芸術館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金のうち芸術館の施設の利用料金は、別表第1に掲げる額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 利用料金のうち芸術館の附属設備の利用料金は、別表第2に定めるところによる。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

5 指定管理者は、第2項の承認を受けたときは、当該承認を受けた利用料金を芸術館の見やすい場所に掲示するとともに、その周知に努めなければならない。

6 市長は、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

7 指定管理者は、市長の定める基準により、利用料金を割り引き、若しくは無料とし、又はその全部若しくは一部を返還することができる。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の停止を命じ、又は利用の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用の申請に偽りがあったとき。

(3) 利用許可の条件に違反したとき。

(4) その他管理上支障があるとき。

2 前項の規定による許可の取消し、利用の停止命令又は利用の条件の変更により、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その責めを負わない。

(賠償責任)

第11条 故意又は過失により芸術館の施設等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、第三者に損害を及ぼした者は、その責めを負わなければならない。

(原状回復)

第12条 利用者は、芸術館の利用が終了したとき又は利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときは、直ちに設備を原状に復さなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条及び第4条並びに次項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1（第9条関係）

区分			午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	
			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	
大ホール	A	平日	円 33,400	円 51,300	円 57,900	円 84,700	円 109,200	円 128,400	
		土・日・祝日	43,500	66,700	75,300	110,200	142,000	167,000	
	B	平日	43,500	66,700	75,300	110,200	142,000	167,000	
		土・日・祝日	56,600	86,800	97,900	143,400	184,700	217,200	
	C	平日	53,500	82,100	92,700	135,600	174,800	205,500	
		土・日・祝日	69,600	106,800	120,600	176,400	227,400	267,300	
	D	平日	63,500	97,500	110,100	161,000	207,600	244,000	
		土・日・祝日	82,600	126,800	143,200	209,400	270,000	317,400	
	E	平日	76,900	118,000	133,200	194,900	251,200	295,300	
		土・日・祝日	100,000	153,400	173,200	253,400	326,600	384,000	
	小ホールA	A	平日	12,800	19,700	22,200	32,500	41,900	49,300
			土・日・祝日	16,700	25,700	28,900	42,400	54,600	64,200
		B	平日	16,700	25,700	28,900	42,400	54,600	64,200
			土・日・祝日	21,800	33,500	37,600	55,300	71,100	83,700
C		平日	20,500	31,600	35,600	52,100	67,200	79,000	
		土・日・祝日	26,700	41,100	46,300	67,800	87,400	102,700	
D		平日	24,400	37,500	42,200	61,900	79,700	93,700	
		土・日・祝日	31,800	48,800	54,900	80,600	103,700	122,000	
E		平日	29,500	45,400	51,100	74,900	96,500	113,400	
		土・日・祝日	38,400	59,100	66,500	97,500	125,600	147,600	
小ホールB		A	平日	7,000	10,800	12,200	17,800	23,000	27,000
			土・日・祝日	9,100	14,100	15,900	23,200	30,000	35,200
		B	平日	9,100	14,100	15,900	23,200	30,000	35,200
			土・日・祝日	11,900	18,400	20,700	30,300	39,100	45,900
	C	平日	11,200	17,300	19,600	28,500	36,900	43,300	
		土・日・祝日	14,600	22,500	25,500	37,100	48,000	56,400	
	D	平日	13,300	20,600	23,200	33,900	43,800	51,400	
		土・日・祝日	17,300	26,800	30,200	44,100	57,000	66,900	
	E	平日	16,100	24,900	28,100	41,000	53,000	62,200	
		土・日・祝日	21,000	32,400	36,600	53,400	69,000	81,000	
	リハーサル室			4,500	6,600	7,200	11,100	13,800	16,500
	音楽練習室			1,300	2,000	2,100	3,300	4,100	4,900

演劇練習室	1,300	2,000	2,100	3,300	4,100	4,900
バンド練習室	600	900	1,000	1,500	1,900	2,300
ギャラリー						13,400
製作場	1,800	2,700	2,900	4,500	5,600	6,700
子ども室	1,000	1,500	1,600	2,500	3,100	3,700
楽屋1・2	900	1,400	1,500	2,300	2,900	3,500
楽屋3～7	700	1,100	1,200	1,800	2,300	2,700
楽屋8・9	1,400	2,100	2,300	3,500	4,400	5,300
楽屋10～12	1,000	1,500	1,600	2,500	3,100	3,700
楽屋13・14	800	1,200	1,300	2,000	2,500	3,000

備考

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）をいう。
- 2 「土・日・祝日」とは、土曜日、日曜日及び休日をいう。
- 3 ホールの利用形態は、次の区分による。この場合において、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料等の額とみなす。
  - A 入場料等を徴収しないで利用する場合
  - B 1,000円以下の入場料等を徴収して利用する場合
  - C 1,000円を超え、3,000円以下の入場料等を徴収して利用する場合
  - D 3,000円を超え、5,000円以下の入場料等を徴収して利用する場合
  - E 5,000円を超える入場料等を徴収して利用する場合
- 4 ホール、リハーサル室又はギャラリーを入場料等を徴収しないで興行、商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じて指定管理者が定めた額の2倍に相当する額とする。
- 5 ホール又はギャラリーを専ら準備若しくは撤去又は練習のために利用する場合の利用料金は、この表の区分に応じて指定管理者が定めた額（4に該当する場合にあっては、4において算出された額）の100分の70に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 6 許可された利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、延長時間1時間につき当該利用の許可を受けた利用時間の区分の1時間当たりの利用料金の額に、当該額の100分の50に相当する額を加算した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

別表第2（第9条関係）

区分		単位	1回当たりの利用料金	
舞台 設備	所作台	一式	円 10,300	
	花道所作台	一式	2,050	
	仮設脇花道	一式	10,300	
	仮設鳥屋囲	一式	1,000	
	松羽目	一式	2,100	
	屏風	1双	1,550	
	紗幕	1張	1,000	
	バレエシート	一式	7,200	
	音響反射板	一式	5,150	
	オーケストラ迫	一式	8,200	
	指揮者台	1台	200	
	指揮者譜面台	1台	200	
	演奏者椅子	1脚	50	
	演奏者譜面台	1台	50	
	司会者台	1台	100	
	演台（花台・脇台付き）	一式	650	
舞台 照明 設備	Aセット	大ホール	一式	8,550
		小ホールA	一式	2,550
		小ホールB	一式	5,150
	Bセット	大ホール	一式	22,600
		小ホールB	一式	10,300
	Cセット	大ホール	一式	30,800
		小ホールB	一式	13,300
	Dセット	大ホール	一式	43,200
	ロアホリゾントライト		一式	1,000
	ボーダーライト		1本	1,000
	アッパーホリゾントライト		1本	1,000
	フォローピンスポットライト		1台	3,100
音響 設備	音響調整卓（調整室）	大ホール	一式	3,100
		小ホールA・B	一式	1,550
	簡易操作卓		一式	1,550
	移動型音響調整卓		一式	3,100
	移動型スピーカー		一式	1,000
	吊りマイクロホン装置		一式	1,000
	ワイヤレスマイクロホン装置		一式	1,000

	マイクロホン	1本	600
	ポータブルPAシステム	一式	1,000
	アンプ（ギター・ベース）	1台	200
	持込器具電気料	1キロワット	300
映像 設備	ビデオプロジェクターA	1台	12,300
	ビデオプロジェクターB	1台	2,050
	スクリーンA	1台	1,000
	スクリーンB	1台	500
楽器	コンサートピアノA	1台	10,300
	コンサートピアノB	1台	8,200
	コンサートピアノC	1台	3,100
	アップライトピアノ	1台	1,000
	ハープ	1台	3,200
	ドラムセット	一式	300
	キーボード（スタンド付き）	1台	300
その他市長が定める設備			市長が定める額

備考

- 1 1回当たりの利用料金は、別表第1に定める午前、午後又は夜間の利用時間の区分を単位とするものとする。
- 2 照明用カラーフィルター及び冷暖房費は、実費を徴収する。